

第39回秋田県ながぐつホッケーリーグ開催要項

1 目 的

ウィンタースポーツの代名詞「ながぐつホッケー」を通じて、地域間の交流を行い競技人口の拡大を図るとともに、東日本から全国に向けて元気を発信することを目的とする。

2 名 称 第39回秋田県ながぐつホッケーリーグ

3 主 催 秋田県ながぐつホッケー連盟

4 開催期間 令和6年11月3日から令和7年3月2日まで

5 会 場 秋田県立スケート場ホッケーリンク 秋田県秋田市新屋町字砂奴寄2-2 電話：018-863-1241

6 参加資格

秋田県ながぐつホッケー連盟の加盟チームとし、参加チームは令和6年11月3日（日）までに登録者名簿を提出すること。

7 順位決定方法

(1) 10チーム総当たりでリーグ戦を開催し、前半戦・後半戦の2回ずつ対戦し、勝ち点等に基づき順位を決定する。

8 競技方法

(1) 秋田県ながぐつホッケー連盟の競技規則に基づく。(秋田県ルールおよび解釈・補足集による)

(2) 1チーム8名(年齢・性別・登録人数等に制限なし)を基本とし、女性およびジュニア(中学生以下)は、2名で男性1名分とカウントする。

ただし、1チームは最大9名までとし、9人目はフォワードでのみ出場可能とする。

(3) 1試合は10分間で、5分経過時にサイドチェンジ(インターバル1分)を行う。

(4) プレーヤーの途中交代は、サイドチェンジ時に自由に行うことができるものとする。

9 用 具

- (1) ながぐつ、手袋は各自用意すること。その他試合に必要な用具は主催者側で準備するが、ひじ当て、ひざ当て等の用具については、各チームで準備したものを使用しても可とする。ただし、スティックについては、主催者側で用意したもの又は同じ製品以外は使用不可とする。
- (2) ながぐつ（ゴムまたは合成ゴム製品）以外の靴は認めない。金具等のスベリ止めの付いたながぐつ、スベリ止めを後付けしたながぐつは使用不可とする。

10 参加費

参加費（60,000円）は、令和6年11月末までに納入してください。

※振込先は別途記載

11 表 彰

(1) チーム賞

ア 優勝チームには、優勝カップ（翌年度に返還）、表彰状および賞品を贈呈する。

イ 2位・3位チームには、表彰状、賞品を贈呈する。

ウ 最下位から2番目のチームにはブービー賞を贈呈する。

エ DF賞およびフェアプレー賞は3位以内を表彰する。

ただし、賞品はア・イ・ウに該当しないチームにのみ贈呈する。

(2) 個人賞として、以下の部門の上位3位内に賞品を贈呈する。ただし、同部門に同チームから複数いる場合は最上位のみとする

ア 得点

イ アシスト

ウ PS

エ スペシャルプレイヤー（女性およびジュニアの優秀選手）

ただし、スペシャルプレイヤー賞とア・イ・ウの賞が重複する場合は、調整を行う。

12 その他

参加者は、大会期間中に撮影された映像・写真・記事・記録等において、自己の氏名・肖像等が新聞・テレビ・インターネット・SNS・Youtube等に報道・掲載・利用される場合があります。

なお、傷害保険等は、各チームにおいて対応下さるようお願いいたします。